

県が締結する契約に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

県が締結する契約に関する条例の一部の施行期日を定める規則

県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成29年4月1日とする。